

# 目 次

1. 目 次 .....	1
2. 定 款 .....	2
3. 支 部 規 定 .....	14
4. 備 品 貸 出 規 定 .....	16
5. 備 品 貸 出 許 可 申 請 書 .....	17

# 神奈川県柔道整復師協同組合

## — 定 款 —

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

#### (名 称)

第 2 条 本組合は、神奈川県柔道整復師協同組合と称する。

#### (地 区)

第 3 条 本組合の地区は、神奈川県区域とする。

#### (事務所の所在地)

第 4 条 本組合は事務所を横浜市に置く。

#### (公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、神奈川県新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

#### (規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

### 第 2 章 事 業

#### (事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に要する機具及び資材の共同購買
- (2) 組合員の事業に関する保険の支払代行
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借入
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

## 第3章 組 合 員

### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模事業者とする。

- (1) 柔道整復業を営む事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

### (加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会においてその諾否を決する。

### (加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

### (自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

### (除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

**(脱会者の持分の払いもどし)**

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度して持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

**(使用料又は手数料)**

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

**(経費の賦課)**

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

**(出資口数の減少)**

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払いもどし)の規定を準用する。

**(組合員の組合員名簿作成簿備置及閲覧等)**

第18条 組合員は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所

(2) 加入年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその支払年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合において、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあった葉、名称及び代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金額又は出資の総額が1000万円を超え、かつ、常時使用している従業員の数が50人を超えたとき

#### **(過怠金)**

第19条 組合員は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までにその組合員に対してその旨の通知をし、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2項から第4項までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

## **第4章 出資及び持分**

#### **(出資1口の金額)**

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

#### **(出資の払込み)**

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

#### **(延滞金)**

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、延滞金その他、本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限を到来した日の翌日から履行の日まで年利10%の割合で延滞金を徴収することができる。

#### **(持分)**

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算出に当っては、1,000円未満の数は切り捨てるものとする。

## 第5章 役員、顧問及び相談役並び職員

### (役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 7人以上9人以内
- (2) 監事 1人又は2人

### (役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は就任後において開催された第2回目の通常総代会終了時までのいずれか短い期間
- (2) 監事 2年又は就任後において開催された第2回目の通常総代会終了時までのいずれか短い期間

2 補欠(定数の増加の伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により前条に定められた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

### (員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事について1人、監事については1人を超えることはできない。

### (理事長、副理事長及び専務理事の専任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、1人又は2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事の内からその代理者又は代行者1人を定める。

### **(監事の職務)**

第 28 条 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

### **(役員 of 忠実義務)**

第 29 条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### **(役員 of 選挙)**

第 30 条 役員は、総代会において選挙する。

- 2 役員 of 選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員 of 選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員 of 選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総代会に図り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

### **(理事及び監事 of 報酬)**

第 31 条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

### **(顧問及び相談役)**

第 32 条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は組合に功劳のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

### **(参事及び会計主任)**

第 33 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任 of 選任及び解任は、理事会において決する。

### **(職員)**

第 34 条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

## 第6章 総会、総代会、理事会、委員会及び支部

### (総代会)

第35条 本組合に総代会を置く。

### (総代の定数)

第36条 総代の定数は、組合員10人に1人とする。

### (総代の任期)

第37条 総代の任期は、2年とする。

2 第25条第2項(役員の任期)の規定は、総代の任期に準用する。

### (総代の選挙)

第38条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

### (総代会の召集)

第39条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は、必要があるときは何時でも理事会の議決を経て、理事長が召集する。

### (総代会召集の手續)

第40条 総代会の召集は、会日の10日前まで到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供する物とする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到着すべきあったときに到着したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは、「住所(電子メールアドレスも含む)」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法については、必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

**（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）**

第 41 条 総代は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は 1 人とする。

**（総代会の議事）**

第 42 条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法及び同法施行規定（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決する。

**（総代会の議長）**

第 43 条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席し総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

**（緊急議案）**

第 44 条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 40 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項について議案とすることができる。

**（総代会の議決事項）**

第 45 条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）借入金残額の最高限度
- （2）1 組合員に対する貸付の残額の最高限度
- （3）その他理事会において必要と認める事項

**（総代会の議事録）**

第 46 条 総代会の議事録は、書面をもって作成し、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）召集年月日
- （2）開催の日時及び場所
- （3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- （4）総代の数及び出席者数並びにその出席方法
- （5）出席理事の氏名

- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の製作に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総代会において述べて監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

#### **(理事会の招集)**

第47条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会にて定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事は必要があると認めたときは何時でも、理事長に対し会議の目的たる事項を記載した文書を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求をした理事は、同項の請求した日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

#### **(理事会招集の手続)**

第48条 理事会を招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

#### **(理事会の議事)**

第49条 理事会の議案は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

#### **(理事会の書面議決)**

第50条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知にあった事項について、書面により議決に加えることができる。

#### **(理事会の議決事項)**

第51条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

### **(理事会の議長及び議事録)**

第 52 条 理事会においては、理事長が議長となる。

2 理事会の議事録は書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並び出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議決事項に特別利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他法の定めにより必要な場合に記載を要する事項

### **(総会の議決事項)**

第 53 条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

### **(総会の招集)**

第 54 条 総会は、前条に掲げた事項を議決するに必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

### **(総代会の規定の準用)**

第 55 条 総会については、第 40 条（総代会招集の手続）、第 41 条（書面又は代理人に取る議決権又は選挙権の行使）、第 43 条（総代会の議長）、第 44 条（緊急議案）、及び第 46 条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第 41 条第 2 項「1 人」とあるのは「4 人まで」と読み替えるものとする。

### **(委員会)**

第 56 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

### (支 部)

第 57 条 本組合は、地域ごとの組合員を持って構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

## 第 7 章 賛 助 会 員

### (賛助会員)

第 58 条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員に該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 第 8 章 会 計

### (事業年度)

第 59 条 本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

### (法定利益準備金)

第 60 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前年度繰越損益があった場合には、これをてん補した後の金額。以下第 62 条及び第 63 条においても同じ)の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

### (資本準備金)

第 61 条 本組合は減資差益(第 14 条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

### (特別積立金)

第 62 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失にてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える場合については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

### (法定繰越金)

第 63 条 本組合は、第 7 条第 4 項の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、

毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (配当又は繰越)

第 64 条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 60 条の規定による法定利益準備金、第 62 条の規定に夜特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (配当の方法)

第 65 条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

#### (損失金の処理)

第 66 条 損失金のおてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

#### (職員退職給与の引当)

第 67 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。

平成 8 年 4 月 1 日 施行

平成 20 年 5 月 22 日 改定

平成 27 年 4 月 16 日 改定

# 神奈川県柔道整復師協同組合支部規定

## (目 的)

第1条 本組合事業活動の周知及び、組合支部活動の推進を行うことを目的とする。

## (構 成)

第2条 第1条の目的を達成する為に、下記の支部を置く。

支部の名称	市 町 村 区 分
川崎南支部	川崎市川崎区
川崎北支部	川崎市幸区、中原区、高津区、多摩区、麻生区、宮前区
横浜北支部	横浜市鶴見区、神奈川区
横浜西支部	横浜市港北区、都筑区、緑区、青葉区
横浜中支部	横浜市中区、西区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、戸塚区、泉区、栄区
横浜南支部	横浜市南区、磯子区、港南区、金沢区
湘南支部	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町
横須賀支部	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚市部	平塚市、伊勢原市、厚木市、秦野市、大磯町、二宮町、愛川町、清川村
相模支部	相模原市
大和支部	座間市。海老名市、大和市、綾瀬市
小田原市部	小田原市、南足柄市、開成町、松田市、中井町、大井町、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町

## (事 業)

第3条 本組合定款第7条の事業（共同購買、支払代行、金融斡旋、教育情報、福利厚生）への協力を要請する。

## (役 員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長（支部総代長）
- (2) 経理担当総代（支部長が兼務出来る）
- (3) 総代(若干名)

但し、総代数は支部組合員10名に1名及び端数に1名の数。

(職 務)

第5条 支部役員の職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表して協同組合支部運営を統括する。
- (2) 経理担当総代は、支部活動費等の経理全般を管理する。
- (3) 総代は、支部長を補佐して協同組合支部運営に協力する。

(任 期)

第6条 支部役員の任期は2年とし、再選を妨げない。任期満了後も後任が決定するまでは、その任務を遂行する。

(会 議)

第7条 第1条の目的を実行する為に必要に応じて支部役員会議を開催できる。

- (1) 支部役員会は、支部長が必要に応じて支部総代を招集し、支部運営及び事業活動について審議する。

(経 費)

第8条 経費は、通常総代会で承認された一般会計予算の範囲内で支弁する。

- 2 事業年度終了後、事業報告書及び収支報告書を理事会に提出すること。

(附 則)

第9条 本規定になき必要事項については、その都度理事会に諮り議決し処理することとする。

(施行期日)

平成25年5月23日より実施する。

## 備品貸出規定

- 第1条 この規定は、神奈川県柔道整復師協同組合所有の備品を、組合員に対して無料貸出しすることに必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 貸出しする備品は、レサシアン（CPR 用人形）、AED 訓練器、プロジェクターとする。
- 第3条 備品貸出しの対象は、組合員が主催又は開催する事業で、営利を目的としないものとする。
- 第4条 備品の貸出しを受けようとする組合員（以下「申請者」）は、備品使用許可申請書を理事長に提出しなければならない。
- 第5条 申請書の提出があった場合は、理事会（ML 含）にて審議し、適当と認めたときは、申請者に備品の貸出を許可する。
- 第6条 前条の規定により貸出許可を受けた組合員（以下「使用者」）は、貸出備品に破損等が生じないよう最良の注意をもって管理するものとし、破損が生じたときは直ちにその状況を理事長に報告しなければならない。
- 2 貸出備品は、目的以外に使用してはならない。
  - 3 使用者の責に帰すべき理由により貸出備品に破損等が生じたときは、申請者は破損を賠償しなければならない。
  - 4 貸出備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。
- 第7条 理事長は、使用者が貸出備品を使用目的以外に使用したときは、許可を取り消し、貸出備品を返却させることができる。
- 第8条 使用者は、貸出備品を返却日に必ず返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により返却日を変更する時は理事長の許可を受けなければならない。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事合議にて定める。

### 附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。